

日本語教育機関学則

アイパス学院

アイパス学院学則

目次

第 1 章 総則

第 2 章 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

第 3 章 教育課程及び授業日時数に関する事項

第 4 章 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

第 5 章 収容定員に関する事項

第 6 章 教員及び職員の体制に関する事項

第 7 章 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

第 8 章 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

第 9 章 賞罰に関する事項

第 10 章 雑則

附則

令和 9 年 4 月 1 日全面施行

アイパス学院学則

第1章 総則

(基本理念)

第1条 アイパス学院（AIPAS 学院）は、世界各国からの留学生が日本語を通じてつながり、自らの能力を伸ばし、多様な価値観の中で「Unity、Ability、Diversity」教育を通し、協調性と主体性を兼ね備えた“知日グローバル人材”を育成することを目的とする。

(教育目標)

第2条 本校は、日本語教育を通して以下に掲げる人材の育成を目的とする。

- 1 B2 レベルの日本語習得
進学・生活・社会参加に必要な日本語能力を体系的に育成し、B2 レベルの日本語能力習得し、進学に必要な読解・論述・発表などの学術的言語運用能力を身につけ、多様な場面で日本語を使いこなし、進学後も学び続けられる基礎的言語力と表現力を身につけさせる。
- 2 自律的学習者の育成
ICT の活用により学習計画の作成と振り返りを習慣化し、学習者が自ら学習計画を立て、進捗を管理し、自ら課題を発見し改善できる主体的な学習姿勢と ICT 活用能力を養う。
- 3 地域交流による社会適応
地域と協働し、異文化を尊重できる姿勢を育て、多文化共生社会の一員として地域交流や学校行事への参加を通じて実践的なコミュニケーション力を高め、日本社会で自立して生活できる力を育てる。

(名 称)

第3条 本校は、アイパス学院（英文表記：AIPAS ACADEMY）という。

(位 置)

第4条 本校は、神奈川県横浜市西区花咲町5丁目136-5に置く。

(点検及び評価)

- 第5条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動などの状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価については弊学院ホームページ上で公開するものとする。

(情報の公表)

第6条 本校は、教育活動等の状況について、ホームページ等への掲示その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表するものとする。

第2章 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

(教育課程の修業期間)

第7条 本校の教育課程、修業期間及びクラス数は次のとおりとする。

コース名	入学期	修業期間
進学2年コース	4月	2年
進学1年6か月コース	10月	1年6か月

(学期・期間)

第8条 本校の進学課程は毎年4月、10月に始まり、3月に終わる。

- 2 本校の進学課程は、それぞれ毎年4月、10月に始まり、6か月間の学習期間をもって修了とみなすことができる。
- 3 前項の期間を分けて次の学期とする。
 - (1) 第1学期 春学期4月上旬から6月下旬(10週間)
 - (2) 第2学期 夏学期7月上旬から9月下旬(10週間)
 - (3) 第3学期 秋学期10月上旬から12月下旬(10週間)
 - (4) 第4学期 冬学期1月上旬から3月下旬(10週間)

(休授業を行わない日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 長期休業期間(春、夏、秋、冬季の学期間の休み、ゴールデンウィーク、お盆休み)
- 2 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
 - 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第10条 授業の終始時刻は、以下の通りとする。

	1時限 2時限	3時限 4時限
午前の部	9:30～11:00	11:15～12:45
午後の部	13:15～14:45	15:00～16:30

- 2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程及び授業日時数に関する事項

(教育課程、授業時間数)

第11条 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース

レベル (日本語教育 の参照枠)	内容	授業時数等
初級Ⅰ (A1)	簡単な単語や文章を理解し、日常的な情報を読んだり書いたりできる。ゆつくり話される日本語を聞き取り、簡単な日本語を用いて基本的なやりとりができる。	200 時間 (10 週)
初級Ⅱ (A2)	簡単な説明や指示を理解し、必要な情報を把握できる。日常生活でのやりとりができる。基本的な漢字や語彙を使って会話や文章を構成できる。	200 時間 (10 週)
中級Ⅰ (B1)	日常的な記事を読んで要点を把握し、簡潔な文章で自分の意見や経験を表現できる。学校やアルバイトなどの場面で必要な情報を理解し、伝えられる。正しい文法を使い、円滑なコミュニケーションができる。	200 時間 (10 週)
中級Ⅱ (B1)	具体的な情報を含む文章を読み、主要なポイントを理解できる。会話や講義の要点を把握できる。状況に応じた情報交換や意見交換ができる。社会的な話題について議論できる。	200 時間 (10 週)
中級Ⅲ (B1)	論理的な文章を読み意見を述べられる。詳細な説明や意見が理解できる様々な場面で交渉ができる。資料を活用し、発表やスピーチを行える。多くの情報から進学や仕事に必要な情報を収集できる。	200 時間 (10 週)
上級Ⅰ (B2)	論理的な構造を持つ記事や報告書を読み、要点を把握できる。自分の意見を論理的にまとめた文章を書ける。効果的な議論を行い説得力のある発表ができる。多様な場面で円滑にコミュニケーションを図れる。	200 時間 (10 週)
上級Ⅱ (B2)	客観的な視点を持つ文章を書ける。話者の意図を把握し、情報を整理・分析できる。複雑な内容を明確に説明し、議論や交渉を円滑に進められる。適切な語彙を用いたコミュニケーションを実現できる。	200 時間 (10 週)
上級Ⅲ (B2)	専門的な文章を詳細に理解できる。高度な議論や説明を聞き取り、自ら議論を円滑に進められる。専門分野の会話や発表を行い、説得力のある意見を述べることができる。	200 時間 (10 週)

(2) 進学1年6か月コース

レベル (日本語教育 の参照枠)	内容	授業時数等
初級Ⅱ (A2)	簡単な説明や指示を理解し、必要な情報を把握できる。日常生活でのやりとりができる。基本的な漢字や語彙を使って会話や文章を構成できる。	200 時間 (10 週)
中級Ⅰ (B1)	日常的な記事を読んで要点を把握し、簡潔な文章で自分の意見や経験を表現できる。学校やアルバイトなどの場面で必要な情報を理解し、伝えられる。正しい文法を使い、円滑なコミュニケーションができる。	200 時間 (10 週)
中級Ⅱ (B1)	具体的な情報を含む文章を読み、主要なポイントを理解できる。会話や講義の要点を把握できる。状況に応じた情報交換や意見交換ができる。社会的な話題について議論できる。	200 時間 (10 週)

中級Ⅲ (BⅠ)	論理的な文章を読み意見を述べられる。詳細な説明や意見が理解できる様々な場面で交渉ができる。資料を活用し、発表やスピーチを行える。多くの情報から進学や仕事に必要な情報を収集できる。	200 時間 (10 週)
上級Ⅰ (BⅡ)	論理的な構造を持つ記事や報告書を読み、要点を把握できる。自分の意見を論理的にまとめた文章を書ける。効果的な議論を行い説得力のある発表ができる。多様な場面で円滑にコミュニケーションを図れる。	200 時間 (10 週)
上級Ⅱ (BⅡ)	客観的な視点を持つ文章を書ける。話者の意図を把握し、情報を整理・分析できる。複雑な内容を明確に説明し、議論や交渉を円滑に進められる。適切な語彙を用いたコミュニケーションを実現できる。	200 時間 (10 週)

2 前項に定める授業時数の 1 単位時間は 45 分とする。卒業までに履修する授業日数、授業時数はコースにより次のとおりとする。

- ・進学 2 年コースの総授業日数は 400 日とし、総授業時数 1600 時間とする。
- ・進学 1 年 6 か月コースの総授業日数は 300 日とし、総授業時数 1200 時間とする。

第 4 章 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

(学習の評価)

第 12 条 学習の評価は、所定の学習評価方法に基づき、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定する。

2 学習の評価は、上位より A、B、C、D、E の評価をもつて行う。評価基準は以下の通り。

【評価基準】

- A (90 点以上) : 特に優れている
- B (80～89 点) : 優れている
- C (70～79 点) : 概ね基準を満たしている
- D (60～69 点) : 合格に必要な最低限度の基準を満たしている
- E (59 点以下) : 不合格

第 5 章 収容定員に関する事項

第 13 条 本校各コースの収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

- 1 進学 2 年コース
収容定員：40 名
クラス数：2 クラス
- 2 進学 1 年 6 か月コース
収容定員：40 名
クラス数：2 クラス
- 3 本校の総収容定員は 80 名とし、総クラス数は 4 クラスとする。

第 6 章 教員及び職員の体制に関する事項

(教職員組織)

第 14 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員 3 名以上(校長(副校長)・主任教員を含む)
- (4) 教 員 4 名以上(本務等教員を含む)
- (5) 事務統括者

- (6) 生活指導担当者 2人以上（本務等教員の兼任を含む）
- (7) 事務職員 2人以上（事務統括者を含む）

- 2 前項のほか、学校運営上必要と認めた場合は、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 4 校長は、定期的に教職員前提による会議を設け、クラス全体の進行状況、生徒の習得状況・生活状況を検討する。
- 5 主任教員は教務の主任を務め、全過程の監督を行う。
- 6 事務統括者は事務全般を統括する。
- 7 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、生徒の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
- 8 初任教師は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、教授法などの説明を受け、それ励行するものとする。

（教員会議）

- 第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。
- 2 教員会議は校長が主宰する。

（日本語教育実施状況の点検・評価）

- 第16条 日本語教育の実施状況を点検・評価するために、校長は教務主任及び事務統括者を中心とした点検・評価委員会を主宰し、実施状況点検・評価を行い、今後の日本語教育の改善と更なる発展に繋げる。
- 2 校長は、教務主任・事務統括者以外その他の委員を任命する。

第7章 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

（入学資格）

- 第17条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 進学課程は12年の学校教育またはこれに準ずる課程を修了あるいは修了見込の者
 - (2) 提携する海外の高等学校を含む各教育機関からの進学課程への受入れは、入学する進学課程修了までに卒業が予定されている者を含む
 - (3) 正当な手続きによって日本国への入国が許可され又は、許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける保証人あるいは経費支弁者を有する者
 - (5) 各コース毎に次の条件を満たすこと
 - 1. 進学2年コースは日本語を150時間以上学習し、日本語教育の参照枠A1レベル相当（日本語能力試験N5程度相当）以上の日本語能力がある者
 - 2. 進学1年6か月コースは日本語を300時間以上学習し、日本語教育の参照枠A2レベル相当（日本語能力試験N4程度相当）以上の日本語能力がある者

（入学時期）

- 第18条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月、10月とする。

（入学者選考及び入学手続）

- 第19条 本校への入学手続は、次のとおりとする。
- 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、所定の入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。

- 2 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

- 3 本校に入学を許可された者は、指定期日までに定める納付金を添えて入学手続きをしなければならない。
- 4 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(休学・復学・在籍管理)

- 第 20 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は校長の許可を得て復学することができる。
 - 3 1 か月の出席率が 8 割を下回った生徒については 1 か月の出席率が 8 割以上になるまで改善の指導を行い、その指導の状況を記録しなければならない。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りではない。

(転学)

- 第 21 条 学生が転学（転入・転出）を希望する場合は、所定の手続きを提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 本学院は、転学希望者について、次の事項を総合的に確認したうえで、転学の可否を判断する。
 - (1) 転学理由及び学習目的の妥当性
 - (2) 出席状況及び学習状況
 - (3) 在留状況及び資格外活動状況
 - (4) 学費納付状況
 - (5) その他本学院が必要と認める事項
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、転学を認めないことがある
 - (1) 出席率が著しく不良である場合
 - (2) 学費等の未納がある場合
 - (3) 在留管理上問題があると認められる場合
 - (4) 転学理由に合理性が認められない場合
 - (5) その他本学院が不適当と認めた場合
 - 4 本学院は、転学に係る学生指導及び在留管理を適切に行い、適切な学生管理に努めるとする
 - 5 本学院は、災害、感染症その他不測の事態により本学院における教育継続が困難となった場合には、学生の学習継続に配慮し、必要に応じて転学(転入・転出)支援その他必要な措置を講ずることがある。

(退学)

- 第 22 条 退学しようとする者は、その理由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第 23 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 12 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該課程の修了または卒業を認定する。
- 2 校長は、本校の所定の課程を修了・卒業した者に対して、修了証書または卒業証書を授与する。

- 3 「修了」は2学期間以上在籍した者、「卒業」は各コース所定の修業期間を満了した者に対して認める。

(卒業の時期)

第24条 本校からの卒業は、年1回とし、その時期は3月とする。

第8章 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

(生徒納付金)

第25条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学選考料 税込 33,000 円 (1 回限り)
- (2) 入学金 税込 66,000 円 (1 回限り)
- (3) 授業料 税込 708,000 円 (年額)
- (4) 教材費・設備費等 税込 122,000 円 (年額)

上記金額は全て消費税 10%を含む。消費税の改定が行われた場合は、法律に基づき金額を改定する。

(納入)

第26条 在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。
- 3 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(生徒納付金の返還)

第27条 既に納入した納付金の返納に関する取扱いについては、「生徒納付金等返納規程」を定める。

第9章 賞罰に関する事項

(褒賞)

第28条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第29条 生徒が学則その他本校の定める諸規程を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対し懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、警告・訓告・停学・退学及び除籍の5種類とする。
- 3 前項の警告は、1度目は担任教員、2度目は主任教員が行うものとする。
- 4 第2項の警告が3度目になった場合は訓告とし、校長が行う。
- 5 第2項の停学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行い、停学期間は1日から5日までとし、その期間は校長が判断する。尚、この停学期間は欠席とみなす。
 - (1) 日本の法令に反した者
 - (2) 他人に多大な迷惑をかけ、警察に通報された者
 - (3) 喧嘩・暴力行為などで他人を傷つけるか、器物を損壊した者
 - (4) 生徒にあるまじき行為をし、態度を改めてない者

6 第2項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 品行方正でなく、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力が著しく劣り、成績改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく欠席が続く者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分を怠る者
- (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- (6) 重度の精神的または健康的問題により学業に支障をきたし、十分な対応ができない者
- (7) 各種提出書類において、虚偽の内容が含まれていることが発覚した者
- (8) 日本の法令に反した者

7 第2項の除籍は、前項の退学に該当する生徒で、特に悪質と認められる者に対して行うものとする。

第10章 雑則

(寄宿舎)

第30条 本校は、教育上必要があると認める場合には、寄宿舎を設置することがある。

2 寄宿舎を設置する場合の管理運営その他必要な事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第31条 健康診断は、年1回、所定の時期に実施する。

(健康保険加入)

第32条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(公欠)

第33条 生徒及び教職員の公欠、忌引きに関する事項は、校長が別に定める。

(災害対策)

第34条 地震等による災害における対策及び、生徒の学習の継続に必要な措置を実施する。

(施行規則)

第35条 本校則の実施にあたり、必要ある事項は、校長が別に定めることができる。

附 則

この学則は令和9年04月01日から施行する。